



喜多方市

D X推進基本計画

会津型

令和5年4月

目 次

第 1 章	計画の策定	1
第 1 節	D X とは	1
第 2 節	計画策定の趣旨	1
第 3 節	計画の位置付け	2
第 4 節	計画の期間	2
第 2 章	国・県の動向	3
第 1 節	国の動向	3
第 2 節	県の動向	4
第 3 章	本市の現状と課題	6
第 1 節	本市を取り巻く状況と課題	6
第 2 節	本市のデジタル化の状況と課題	8
第 3 節	D X 推進に係る住民アンケート結果の概要と課題	9
第 4 節	自治体 D X を進める上での課題	13
第 4 章	目指す姿と施策の展開方向	15
第 1 節	目指す姿（基本理念）	15
第 2 節	展開方向	16
第 5 章	計画の推進	22
第 1 節	推進体制	22
第 2 節	進捗管理	22
	用語解説	23

第 1 章 計画の策定

第 1 節 DX とは

DX(ディーエックス)とは、「Digital Transformation(デジタル トランスフォーメーション)」の略称で、直訳すると「デジタル変革」という意味になります。

2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、その内容は「進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていく」というものでした。DX はデジタル技術によって、仕事や社会、生活様式を変えることですが、単なる変革ではなく、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指す、より広義な意味を持っています。

地方自治体においても、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、行政サービスをさらに向上させていくことが求められています。

第 2 節 計画策定の趣旨

近年、デジタル技術の急速な進歩は、広く社会の様々な分野に影響を与えており、行政においてもデジタル化への対応が急務となっています。

また、本市も含め日本全体で人口減少が進んでおり、今後予想される人口減少社会を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要です。

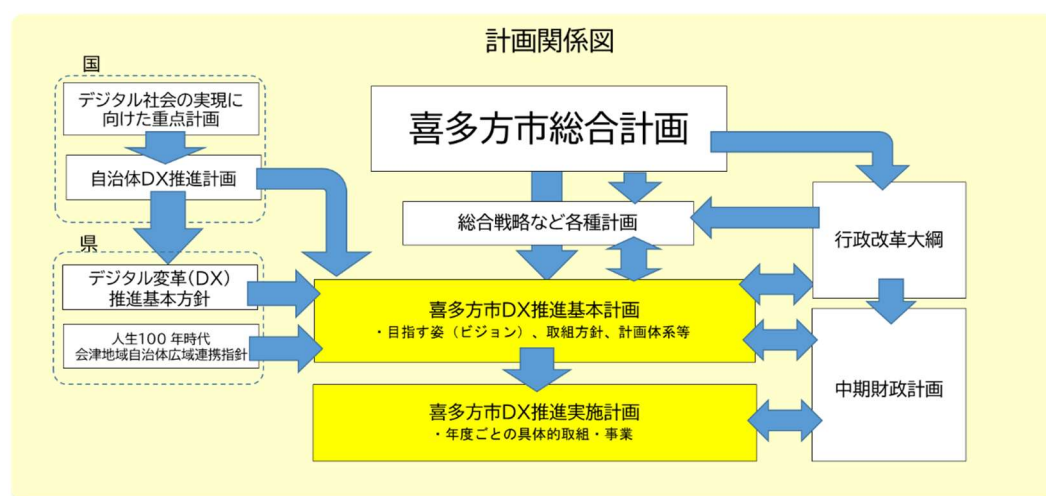
今般の新型コロナウイルス感染症対策において、国全体においてデジタル化への対応の遅れが課題となったことを踏まえ、国においては、目指すべきデジタル社会のビジョンを示すとともに、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、自治体のデジタル トランスフォーメーション(以下「自治体DX」をいう。)を強力に推進することとしています。

こうした本市を取り巻く状況や国等の動きを踏まえ、本市としても、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげるため、自治体DXの推進を図るため策定するものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、国の「自治体デジタル トランスフォーメーション(DX)推進計画」を踏まえるとともに、「福島県デジタル変革(DX)推進基本方針」等による県との連携、「喜多方市総合計画」をはじめ本市の各種計画等との整合を図り、総合計画に掲げる諸施策を確実に実行するため、本市における自治体DXへの取組について基本方針等を示すものです。

あわせて、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく本市の官民データ活用推進計画として位置付けます。



第4節 計画の期間

本計画は令和5(2023)年度から令和13(2031)年度までの9カ年を計画期間とします。

国の「自治体DX推進計画」の取組期間(令和3(2021)年1月～令和8(2026)年3月)を考慮するとともに、本市の総合計画が令和8(2026)年度末に計画期間の終期を迎えることから、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間を前期として本市DX推進の取組を加速させる期間に位置付け、その後は新たな総合計画と整合を図るとともに、前期からの取組を拡大・発展させる期間として、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間を後期とします。

なお、計画期間内に国・県や市の各種施策の見直し、情報通信技術の急速な進展に伴う社会経済状況の大幅な変化などがあった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



第2章 国・県の動向

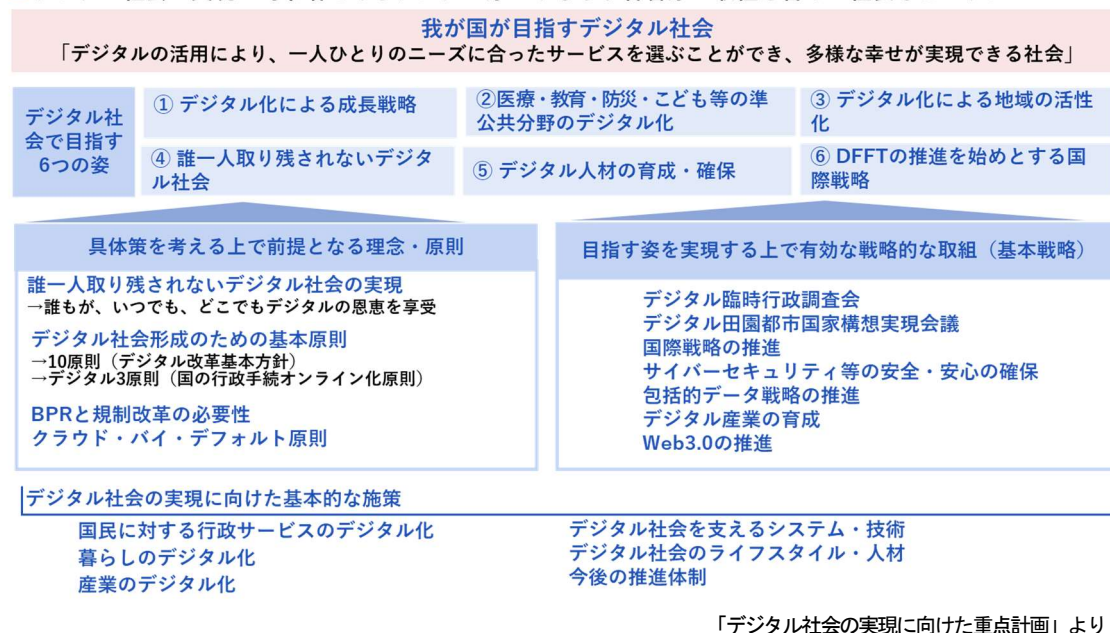
第1節 国の動向

国は、令和2年12月にマイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方について、抜本的な改善を図り、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、その中において地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進についても明記しました。

令和3年9月には、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するためデジタル庁を創設し、デジタル政策の企画立案や、国・地方公共団体、準公共部門などの情報システムの統括・監理等を行い、デジタル社会形成の司令塔を担うこととしました。令和4年6月にはデジタル社会の実現に向けた羅針盤として「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定しました。

—— デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュール



また、総務省は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等

をとりまとめ、「自治体DX推進計画」を策定し、自治体に取り組むべき事項・内容について大きく3つに分類し、具体的内容と国の主な支援策等を示しました。

1 自治体DXの重点取組事項

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のAI※・RPA※の利用推進
- (5) テレワーク※の推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

- (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド※対策
- (3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

3 各団体において必要に応じ実施を検討する取組

- (1) BPRI※の取組の徹底
- (2) オープンデータ※の推進・官民データ活用の推進

「自治体DX推進計画」より

第2節 県の動向

県は、令和3年に「県政のあらゆる分野において、従来の仕組みや仕事の進め方を、既成概念にとらわれず、県民目線で見直すとともに、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出することで、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現する。」を基本理念とした、デジタル変革(DX)について、基本的な考え方や取組の内容、推進体制などの方針を示す「福島県デジタル変革(DX)推進基本方針」を策定しました。

この基本理念の下、県及び市町村を対象とした「行政のデジタル変革(DX)」と、県民の暮らしや仕事など地域社会を対象とした「地域のデジタル変革(DX)」を二本柱とし、市町村の実情に応じた支援や市町村との連携・協働等に力を入れながら、デジタル変革(DX)を推進しています。

さらに、令和4年には、行政(県庁・市町村)及び地域(県民の暮らしや仕事など)の両面でデジタル化を推進するための新たな計画として「福島県デジタル化推進計画」を策定しました。

また、令和2年度より福島県会津地方振興局と管内 13 市町村及び県関係機関等で構成する「会津地域課題解決連携推進会議」において、デジタルを用いた新しい価値創造や仕組みづくりによる住民サービス向上を目標とした「会津地方デジタル変革(DX)プロジェクト」を立ち上げ、共同でデジタルトランスフォーメーションの推進等を行っているところです。

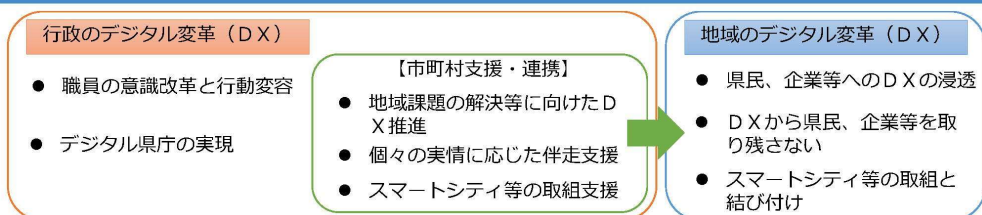
令和4年1月には、会津地域 13 市町村と福島県会津地方振興局をはじめとする会津管内の出先機関が、デジタル技術をはじめ、あらゆる手法を活用し、健康で文化的な満足度の高い会津での生活を実現するための指針として、「人生 100 年時代 会津地域自治体広域連携指針」を定め、「会津はひとつ」を合言葉に一丸となって連携・協力し、取組を進めています。

第3 基本的な考え方

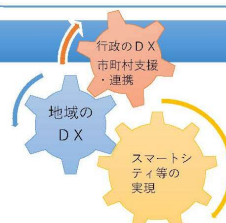
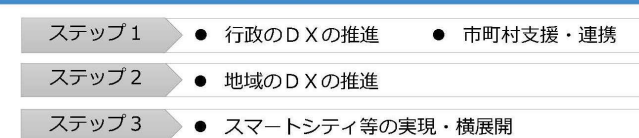
1 基本理念

県政のあらゆる分野において、**従来の仕組みや仕事の進め方を、既成概念にとらわれず、県民目線で見直す**とともに、**デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出**することで、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、**県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現**する。

2 基本目標



3 デジタル変革 (DX) の進め方



「福島県デジタル変革 (DX) 推進基本方針 (概要版)」より

第 3 章 本市の現状と課題

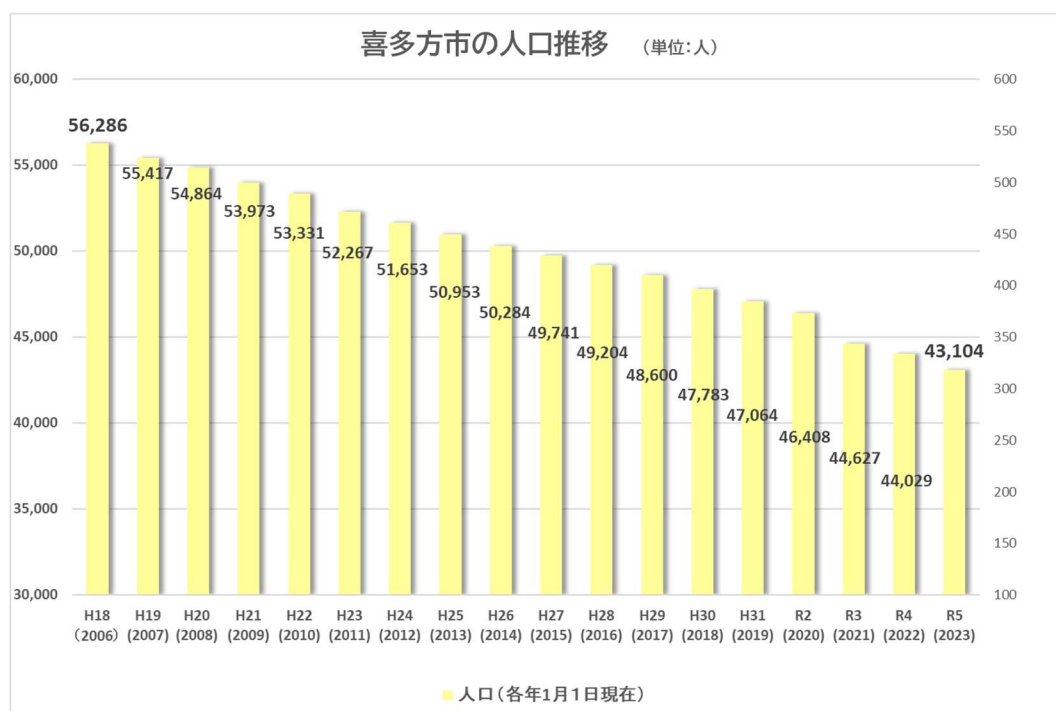
第 1 節 本市を取り巻く状況と課題

「福島県の推計人口(福島県現住人口調査)」によると、本市の人口は市町村合併時の平成 18 年 1 月の人口は 56,286 人でしたが、令和 5 年 1 月には 43,104 人となり、急激に人口減少が進んでいます。

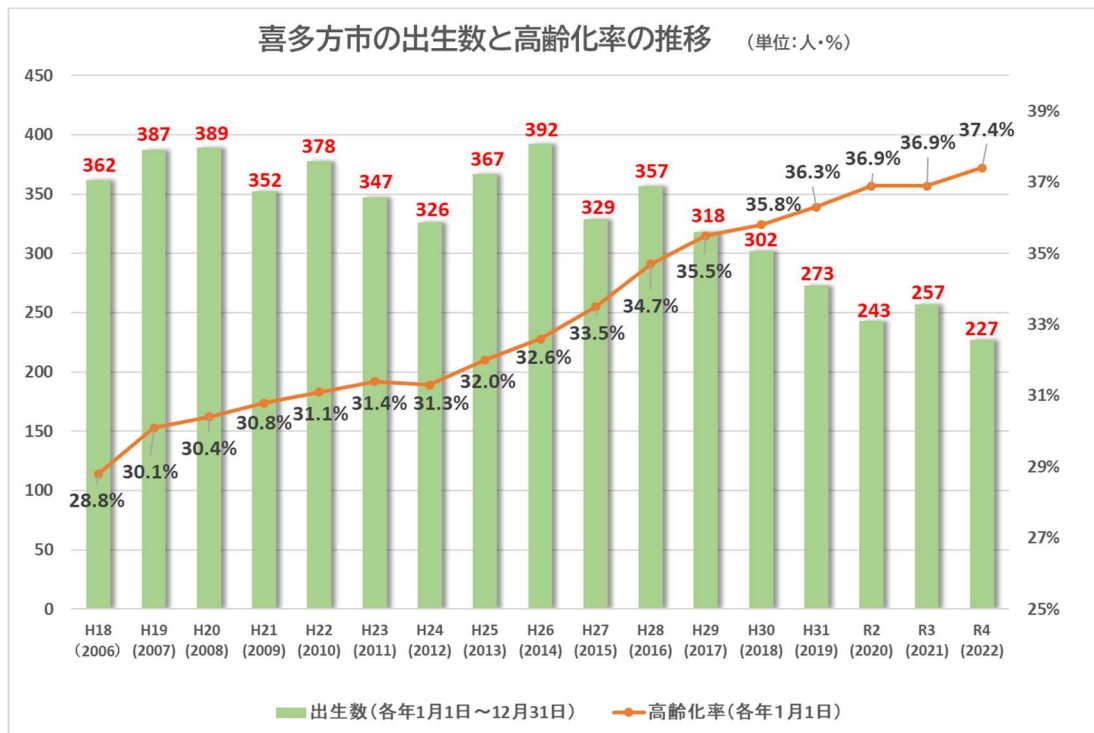
その大きな要因の一つとして出生数の減少が挙げられます。年間(1 月 1 日～12 月 31 日)の出生数は、平成 18 年から平成 29 年まで 320 人から 390 人程度で推移していましたが、平成 31(令和元)年に 273 人となり初めて 300 人を下回りました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、その後も減少が続き、令和 4 年は 227 人まで減少しています。

一方、全人口に占める 65 歳以上の人口(老年人口)の割合は、平成 18 年 1 月が 28.8% でしたが、令和 4 年 1 月には 37.4% に上昇しており、少子高齢化が進行しています。

このような状況は、コミュニティの維持が困難となる集落の過疎化、働く世代の減少、担い手不足などによる産業の衰退、消費市場の縮小による経済の活力低下、社会保障や行財政運営など地域を支える様々な分野に大きな影響を与えていることから、引き続き、安心して子どもを産み育てられる環境の整備・充実のため、出会いから結婚、出産、子育て、教育にわたる総合的な施策を展開するとともに、産業の振興による雇用の創出、市民所得向上の実現に取り組んでいく必要があります。



福島県の推計人口(福島県現住人口調査)から



福島県の推計人口 (福島県現住人口調査) から

また、地球温暖化に起因する気候変動は、世界各地で大規模な自然災害を引き起こし、人間社会や自然環境に対する脅威となっています。本市においても豪雨等による災害が発生するなど、私たちの身近なところにまで影響が及んでいます。

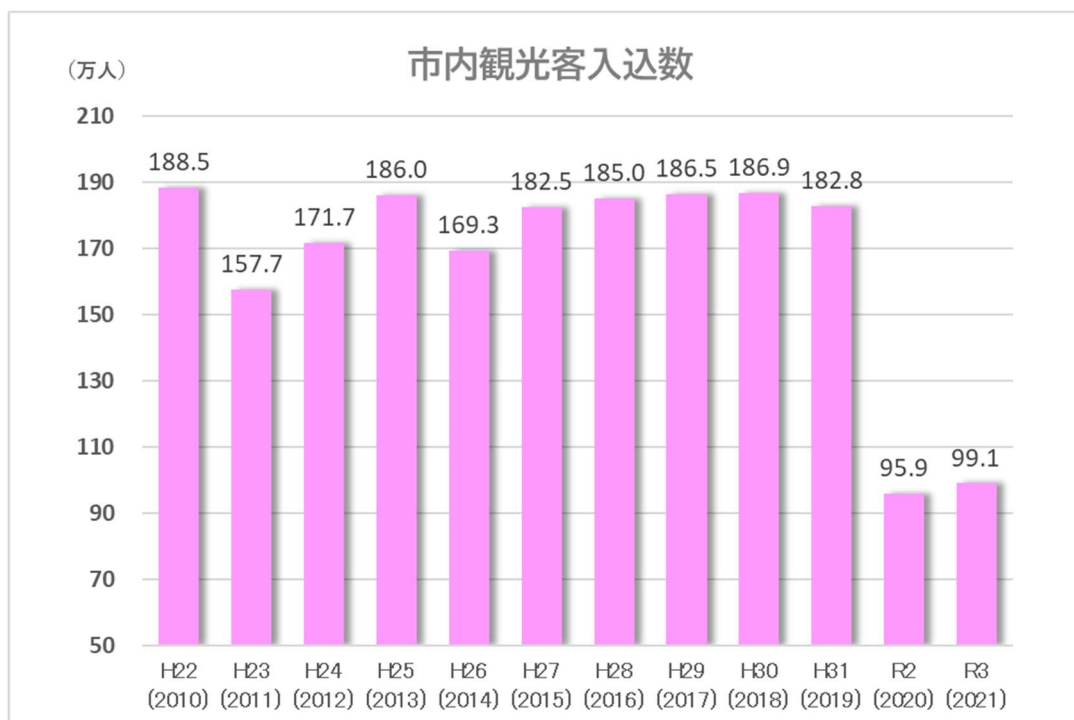
本市では、この恵み豊かな喜多方の自然環境を次の世代につなぐため、すべての市民が力を合わせ、2050年までに二酸化炭素排出量「実質ゼロ」を目指していくため、令和3年9月に「カーボンニュートラル^{*}宣言」を行いました。

— 喜多方市の二酸化炭素排出量削減の目標 —

- (1) 長期目標 2050年までに 二酸化炭素排出量実質ゼロ
 - (2) 中期目標 2030年までに 二酸化炭素排出量を 46%削減
- 基準である2013年の本市の二酸化炭素排出量「361千t-CO₂」を2030年までに46%削減して「195千t-CO₂」とします。

さらに、世界的な脅威となった新型コロナウイルス感染症は、市内経済に大きな影響を与えてきました。特に、本市の経済の柱のひとつである観光・飲食産業は、甚大な影響を受けており、コロナ禍前までは年間180万人を超える多くの観光客が訪れていましたが、令和3年には約半数に落ち込みました。その後、感染症の落ち着きとともに観光客の入込数も回復してきているものの、依然としてコロナ禍前までには回復しておらず、厳しい状況が続いています。

ポストコロナ社会を見据え、新たな視点により、地域の特性や多様で豊富な地域資源を生かした観光振興に取り組み、市内経済の回復を図っていく必要があります。



喜多方市観光交流課調べ

このように、人口減少への対応はもとより、地球温暖化に起因し近年頻発化・激甚化する自然災害や、新たな感染症の発生などの脅威にも着実に対応していく必要があります。

第2節 本市のデジタル化の状況と課題

デジタル化への対応では、新型コロナウイルス感染症対策において、特別定額給付金をはじめとする各種支援については、申請から給付まで一貫したデジタル化による完結ができず、本市を含め多くの自治体で迅速な給付等への課題として、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりました。

電子申請の基礎となるマイナンバーカードの普及・促進や感染予防、働き方改革の観点から、職員のテレワークが推進されましたが、テレワークの環境整備やペーパーレス化についても課題となっています。

AI、RPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた運営資源の中で持続可能な行政サービスを提供していくために今後積極的に活用する必要があります。

今後の更なる人口減少社会を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要であり、自治体DXの推進により、質の高い行政サービスが提供できるよう行財政運営の効率化を図るとともに、持続可能な行政運営を確保することが求められています。

第3節 DX 推進に係る住民アンケート結果の概要と課題

本計画の策定にあたり、市民のデジタル機器の所有状況やインターネットの利用状況、デジタル化へのニーズなどを調査するため、アンケートを実施しました。

1 実施期間	令和4年12月12日から12月31日まで
2 対 象	18歳から89歳までの市民から2,000人を無作為抽出
3 回答方法	郵送またはWeb
4 回 答	620人（回答率31.0%）
	郵送による回答 507人（回答数に占める割合 81.8%）
	Webによる回答 113人（ ” 18.2%）

その結果の概要とそこから見えてきた課題は、次のとおりです。

1 概 要

(1) アンケートの回答状況

— 高齢層からの回答が4割を占める —

- ・回答を年代別にみると、60代が24.4%で最も多く、次いで70代の18.4%と、高齢層からの回答が多く4割程度(42.8%)を占めている。
- ・10～30代の若年層の回答は、18.1%にとどまった。

(2) デジタル機器の所有状況

— 約8割がスマートフォンを所有 幅広い年代で普及 —

- ・スマートフォンは、全体の8割近く(78.2%)が所有しており、パソコンの所有率を上回っている。年代別でも10代で100%、20～50代も9割を超え、60代でも8割を超えており、幅広い年代で普及している。
- ・パソコンは、ノート型、デスクトップ型合わせて約6割(59.2%)が所有している。

(3) インターネットの利用状況

— 週5日以上の利用が多く、スマートフォンでの利用が多い —

- ・インターネットの利用は、「週5日以上利用している」との回答が約6割(60.8%)を占め、年代別では10代で100%、20代～40代も9割を超え、50代でも8割を超えている。
- ・「利用していない」との回答は、60代が23.8%、70代が45.2%、80代が58.6%と年代が高くなるにつれインターネットの利用率が下がっている。
- ・インターネットに利用している通信サービスは、約3割(31.0%)が携帯電話事業者による通信サービスのみを利用している。
- ・インターネットの利用は、約7割(70.7%)がスマートフォンで利用しており、どの年代もスマートフォンによる利用が多い。

(4) SNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用状況

— LINEの利用が最も多い —

- ・SNSは、LINE(ライン)の利用が66.3%と最も多く、年代別では10代と20代で100%、30～50代も80%～90%台と高く、60代でも半数を超えている。
- ・10～30代ではTwitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)の利用も多い。

(5) 行政サービスのデジタル化とサービスの利用状況

— 認知度低い「自治体DX」、行政サービス利用も低調 —

- ・自治体DXについては、「知っている」が10.3%、「聞いたことがある」が20.0%と認知度が低い。
- ・本市の行政サービスのデジタル化の進み具合については「わからない」の回答が46.0%と最も多い。
- ・行政サービスの利用については、「市ホームページ」の利用は38.5%であるが、他のサービスはいずれも利用率が低い。
- ・各種証明書のコンビニ交付は、約半数(49.4%)が「知っている」と回答しているが、「使用したことがある」は7.6%にとどまっている。

(6) 情報媒体の利用状況

— 紙媒体からの情報取得が上位を占める —

ア 市ホームページ

- ・「閲覧していない」が41.8%、「年に数回程度」34.0%で、7割を超える(75.8%)人がほとんど閲覧していない。

- ・市のホームページでよく閲覧するものは、「緊急情報」で、全体の約2／3(64.8%)を占め、ほとんどの年代で多く閲覧されている。

イ 「広報きたかた」

- ・毎回読んでいるが全体の約2／3(65.7%)と多いが、年代別でみると10代・20代は4割以上が読んでいない。

ウ コミュニティFM(きたかたシティエフエム)

- ・「聴いていない」が約6割(59.2%)で最も多く、「年に数回程度」、「月に数回程度」も合わせると8割を超える(81.9%)。

エ 防災ラジオ

- ・アンケート実施時期による防災ラジオの配布状況の関係もあるが、防災ラジオの認識度は全体的に低い。

オ 情報を取得している媒体

- ・「広報きたかた」が78.5%で最も多く、次いで「行政区回覧」が51.0%、「新聞」が44.8%で、紙媒体からの情報取得が上位を占めている。

(7) 行政情報の取得状況

— 緊急情報の取得が8割でトップ —

- ・行政から入手したい情報は、「緊急情報、防災、防犯」が80.8%と高く、次いで、「健康管理、医療に関する情報」、「環境に関する情報」、「道路に関する情報」の順となっている。
- ・「道路に関する情報」は、入手したい情報では4番目に高い(40.0%)が、市ホームページの閲覧では12.5%にとどまっている。
- ・20～40代では、「福祉、子育て等に関する情報」、「観光・物産・イベントに関する情報」への関心も高い。

(8) デジタル化への期待と不安

— 約6割が電子申請等に関心あり 約7割が情報漏洩に不安を持つ —

- ・インターネットを通じた市への申請・届出やアンケート回答などの状況は、「行ったことがあるし、今後も行いたいと思う」の回答は11.0%にとどまっているが、「行ったことはないが、機会があれば行っても良いと思う」を合わせると約6割(59.1%)が電子申請等に関心を持っている。
- ・若い年代ほど電子申請等への関心が高い傾向にある。

- ・「行ったことはないし、今後も行わないと思う」は、約 1/3(34.0%)を占めている。
- ・行政のデジタル化の取組に期待するものとして、「電子申請・届出」、「インターネット事前予約」を期待する回答が多い。
- ・デジタル化が進むことで不安に思うことは、7割近く(68.5%)が「個人情報の漏洩」をあげており、年代別では若い年代ほど不安に思う人が多い。
- ・「情報の氾濫」については、全年代で一定程度が不安に思っている。
- ・50～70 代ではスマートフォンの操作を不安に思っている人が多い。

(9) 自由記述

ア DX推進に肯定的な主な意見

- ・デジタルの活用で世の中が便利になるのは大歓迎。
- ・DXを推進して税金を効率的に活用して行政サービスを良くして欲しい。

イ DX推進に関する主な要望等

- ・デジタル化は少し苦手なので、講習会などを行って欲しい。
- ・高齢者にも良く理解できるシステム操作となるようお願いしたい。

ウ DX推進に関する主な不安等

- ・高齢者など情報弱者にも優しい心配りを忘れないで欲しい。
- ・デジタル化で取り残されて操作ができなくなる不安がある。

2 アンケートから見えた課題

(1) スマートフォンの普及を考慮した対応

スマートフォンは身近なデジタル機器として幅広い年代に普及しており、インターネットの利用もスマートフォンが中心となっていることから、今後、デジタル化を進めて行くうえで、スマートフォンの利用を前提またはその利用に十分配慮する必要があります。

一方で、高い年代ほどスマートフォンの操作に不安を感じる傾向が高くなっていることから、そうした市民への操作講習を行うなど、デジタルデバイドの対策が必要となっています。

(2) 行政情報の伝達手段と効果的な発信

アンケート結果によると、現状では市からの行政情報は広報紙や回覧などの紙媒体からの取得が高い割合となっていますが、今後の行政のデジタル化の取組として、行政情報や

緊急情報などが必要な時にスマートフォンなどに配信されることを期待する回答も多くあります。

また、若い世代を中心にSNSが多く利用されており、特に、LINE はメッセージアプリとして国内で最も普及率が高い状況にあります。また、Twitter は情報の拡散性や即時性が高いことからニュースやトレンドの情報収集に利用されることが多く、Instagram は画像や動画でのビジュアル中心のコミュニケーションツールで、若年層の女性の利用者が多いといわれています。このほか、TikTok(ティクトック)や YouTube(ユーチューブ)など動画のアプリも多く利用されています。

こうしたことから、市民が必要としている情報を正確かつ迅速に、そしてわかりやすく発信することはもとより、情報の内容や発信の目的、ターゲットとなる年齢層などに応じてSNSを活用するなど、効果的な情報発信を行うことが必要となっています。

(3) 行政手続きのデジタル化・オンライン化の推進

アンケート結果では、約6割の人が電子申請等に関心を持っており、特に、若い年代ほど電子申請等への関心が高い傾向にあります。また、電子申請や証明書発行等の事前予約、公共施設等の予約、キャッシュレス決済への期待もみられます。

一方で、行政情報の取得は紙媒体が中心であることやデジタル化へ消極的な意見があることから、こうした方への配慮や対応に留意する必要があります。

また、個人情報漏洩への不安も多くあることから、セキュリティ対策を十分に行い、市民の利便性が向上するよう「書かない市役所」、「待たない市役所」、「行かない市役所」の実現に向け、行政手続きのデジタル化・オンライン化を進めていく必要があります。

第4節 自治体DXを進める上での課題

1 職員の情報リテラシー*の向上

自治体DXの推進にあたっては、市のあらゆる分野において、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく必要があり、業務の見直し(BPR)とあわせデジタル化に対応できるよう職員個々の情報リテラシーの向上が必要です。

2 個人情報保護

令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)」が改正され、令和5年4月から地方公共団体も個人情報保護法に定める規定が適用されることとなります。

本市においても、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立のため、全国的な共通ルールに対応する必要があります。

3 情報セキュリティの確保

市は、法令等に基づき、市民の個人情報等の重要情報を多数保有するとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供しています。

業務の多くが情報システムやネットワークに依存しているため、ネットワークセキュリティの確保が必須であり、サイバー攻撃[※]等により個人情報等の重要な情報の流出や脅威にさらされることのないよう様々な対策を行い、情報セキュリティを確保することが重要です。

4 オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法及び国が策定した世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画に基づき、本市においてもオープンデータへ取り組んでいますが、先進自治体に比べ公開数が少ない状況にあります。

民間企業等においてオープンデータが積極的に利活用されるようにするためには、ニーズの把握や、公開データを拡大・充実させるとともに、国が策定する「推奨データセット」への対応を進め、より質の高いオープンデータとする必要があります。

第4章 目指す姿と施策の展開方向

第1節 目指す姿（基本理念）

DXを推進することにより目指す姿を「基本理念」として示します。

未来の喜多方へ つながる・ひろがる・わくわくする DX

— 市民の誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会を目指して —

自治体におけるDXの推進については、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータをはじめ、アナログ的な手法も含め、あらゆる手法を積極的に活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

本市においては、少子高齢化の進行に伴う医療、介護、福祉、子育て等の課題や、激甚化・頻発化する災害の発生により防災・減災などの課題に対応し、安全で安心に、そして健康で暮らすことができるよう市民の「いのち」を守るとともに、人口減少による地域産業の担い手不足解消や、豊富な地域資源を生かした観光振興をはじめとする経済活動の活性化、道路や施設などインフラ整備の推進や公共交通の充実などにより豊かで快適な「暮らし」を創り、また、新たな時代を生き抜く子どもたちの育成や人生100年時代を見通した学びの場づくりなどによって地域を支え未来を拓く「ひと」を育み、未来の喜多方へ紡いでいく必要があります。

このため、デジタル技術等を活用して、市民と行政のつながりを強めるとともに、市民同士や地域間の交流、関係人口の創出など多様なつながりをひろげていくことにより、住民の利便性と行政サービスの向上、さらには地域の活性化につなげていきます。

さらに、SDGs※の理念も念頭におき、あらゆる分野においてDXを推進することにより、「いのち」を守り「暮らし」を創り「ひと」を育み、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けることができ、わくわくする喜多方の実現を目指します。



誰ひとり取り残さない社会の実現を目指して

第2節 展開方向

基本理念のもと、3つの基本方針を定め、DXの推進に取り組んでいきます。

喜多方市DX推進基本計画の体系図

基本理念	基本方針	基本施策	取組の方向性
未来の喜多方へつながる・ひろがる・わくわくする DX 市民の誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会を目指して	1 デジタルを活用した 市民サービスの向上	(1) 行政手続の オンライン化・ デジタル化の推進	① 各種申請・届出・証明等のオンライン化・デジタル化 ② マイナンバーカードの普及促進と活用
		(2) 行政情報公開の 拡充と情報発信の 充実・強化	① データ利活用の推進 ② 情報発信の多様化、発信内容の充実・強化
	2 デジタル化による 行政運営の 効率化	(1) 業務の効率化と デジタル人材の 育成・確保	① 業務効率化の推進 ② デジタル人材の確保・育成 ③ テレワークの推進
		(2) 情報システムの 最適化と新しいデジ タル技術の導入・活用	① 基幹系システムの標準化・共通化 ② 情報システムの機能強化・機器充実 ③ AI・RPAなど新たなデジタル技術の導入・活用の促進
	3 デジタルの 活用による 地域社会 づくり	(1) 安全・安心な 暮らしをつくる デジタルの活用	① 災害情報連携システム運用の充実 ② 安全・安心な地域づくりのためのデジタル活用の推進 ③ 健康・医療・福祉分野におけるデジタル活用の推進
		(2) 産業の振興や 教育の充実に向けた デジタルの活用	① 地域産業の振興に向けた企業のデジタル化の推進 ② デジタル技術を活用した地域経済の循環や地域活性化の仕組みづくり ③ 学校教育や生涯学習など教育分野におけるデジタル活用の推進
	【共通】 デジタルデバйдへの対策		情報セキュリティ対策の強化

基本方針

1

デジタルを活用した市民サービスの向上

市役所に行くことなく各種手続を可能にし、決済手段の多様化を図るとともに、行政情報の公開の拡大、多様な情報発信の強化により、市民の利便性の向上と負担軽減を図ります。

基本施策 (1) 行政手続のオンライン化・デジタル化の推進

取組の方向性

① 各種申請・届出・証明等のオンライン化・デジタル化

- ・各種申請・届出・証明等のオンライン化、デジタル化を推進する。
- ・公共施設等予約のオンライン化を推進する。
- ・公金等支払方法のキャッシュレス化を推進する。

② マイナンバーカードの普及促進・活用

- ・国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「自治体DX推進計画」の基準に沿い、対象手続のオンライン化を推進する。
- ・マイナンバーカード利用に係る国の施策に対応するため、マイナンバーカードのPR、申請交付および活用を推進する。

基本施策 (2) 行政情報公開の拡充と情報発信の充実・強化

取組の方向性

① データ利活用の推進

- ・オープンデータを充実・拡大させるとともに、民間の行政データ利活用を推進する。

② 情報発信の多様化、発信内容の充実・強化

- ・情報発信ツールの拡大や発信内容の充実・強化を図り、あらゆる世代にわかりやすい広報・PRを行う。

基本方針

2

デジタル化による行政運営の効率化

庁内業務の効率化、職員の意識改革、人材の育成と多様な働き方などを推進するとともに、情報システム等の基盤整備や新技術の活用により、行政運営の効率化を図ります。

基本施策 (1) 業務の効率化とデジタル人材の育成・確保

取組の方向性

① 業務効率化の推進

・業務効率化アプリ[※]やタブレット等を導入・活用し、業務効率化、ペーパーレス化を推進する。

② デジタル人材の確保・育成

・職員のDX推進に対する意識改革・行動変容を促すための研修等を継続して実施する。
・デジタル技術等に精通した人材を確保・育成するため、県や会津大学等と連携、専門家の招へいなどにより庁内研修等を充実する。

③ テレワークの推進

・災害時の特殊な環境下でも必要な業務の継続や市民サービスを提供できる環境づくりを進めるため、テレワークを推進する。

基本施策 (2) 情報システムの最適化と新しいデジタル技術の導入・活用

取組の方向性

① 基幹系システムの標準化・共通化

・住民記録などの基幹系業務を令和7年度末までに国の標準システムへ移行する。

② 情報システムの機能強化・機器充実

・情報システムの標準化・共通化に対応したシステム基盤の見直しを行い、機能の強化と機器を充実する。
・新たなシステム導入やデジタル技術の進展に対応して、機器の導入・更新を行う。

③ AI・RPAなど新たなデジタル技術の導入・活用の促進

- ・業務の効率化や省力化に資するAI・RPAや仮想化技術※など新たなデジタル技術の導入・活用を促進する。

基本方針

3

デジタルの活用による地域社会づくり

デジタルの活用により、市民が安全で安心に、そして健康で元気に暮らすことができる地域社会の実現とともに、産業の振興や教育の充実を図ります。

基本施策 (1) 安全・安心な暮らしへのデジタルの活用

取組の方向性

① 災害情報連携システム運用の充実

- ・災害時や緊急時に、市民へ確実かつ的確に情報伝達ができるよう災害情報連携システムの運用を充実する。

② 安全・安心な地域づくりのためのデジタル活用の推進

- ・安全・安心な地域をつくるため、防犯カメラやセキュリティシステムの導入促進など防災や防犯へのデジタル活用を推進する。
- ・鳥獣害対策の強化のため、センサーやカメラ設置などデジタル技術の活用を推進する。

③ 健康・医療・福祉分野におけるデジタル活用の推進

- ・市民の健康増進につながるアプリの普及促進や医療体制整備のためのオンライン診療、高齢者の見守りシステム導入など、医療・福祉分野でのデジタル技術の活用を推進する。
- ・オンラインによる医療機関、介護事業者等との情報連携を推進する。

基本施策 (2) 産業の振興や教育の充実に向けたデジタルの活用

取組の方向性

① 地域産業の振興に向けた事業者のデジタル化の推進

- ・商工団体等と連携して、無線LAN導入やキャッシュレス化など市内企業のデジタル化の取組を推進する。

- ・経営の効率化、担い手の確保などのため、スマート農業※の推進をはじめ、ロボット、AI、IoT※等の技術を活用する事業活動を推進する。
- ・デジタル化を切り口とした、交流人口の拡大や関係人口の創出のため、企業のサテライトオフィス※や豊富な観光資源を生かしたワーケーション※を推進する。

② デジタル技術を活用した地域経済の循環や地域活性化の仕組みづくり

- ・地域内の経済循環に資する自治体マイナポイントや地域ポイント等への取組を推進する。
- ・観光誘客を促進し地域を活性化するため、SNS、AR※、VR※等による情報発信やデジタル技術を活用した観光案内、受入体制の整備など、観光分野のデジタル化を推進する。

③ 学校教育や生涯学習など教育分野におけるデジタル活用の推進

- ・児童生徒の情報等を一元管理することで、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や、教員の校務負担軽減等を図るため、学校のデジタル化を推進する。
- ・デジタル図書の導入やeスポーツの普及など、生涯学習やスポーツ分野でデジタル活用を推進する。
- ・文化財や歴史資料などの展示やアーカイブ化、文化芸術情報の発信を効果的に発信するためにデジタル技術を活用する。

共通

基本方針1～3を支える共通的な取組

1 デジタルデバイドへの対策

- ・SDGsの理念とともに、誰もが理解しやすく簡単に使うことができることを念頭に置き、デジタル化に取り組む。
- ・デジタル機器を使えない方が行政サービスを受けることができなくならないよう十分な配慮を行う。
- ・デジタルに対する個人の理解度やニーズに応じた学習の場の設定など市民のデジタルリテラシー向上に取り組む。

2 情報セキュリティ対策の強化

- ・情報セキュリティポリシーの見直し、技術的なセキュリティ対策の推進、情報セキュリティと個人情報保護に向けた体制強化等に取り組む。

喜多方市 DX 推進基本計画

具体的なイメージとして、次のような姿になることを目指してDXを推進していきます。

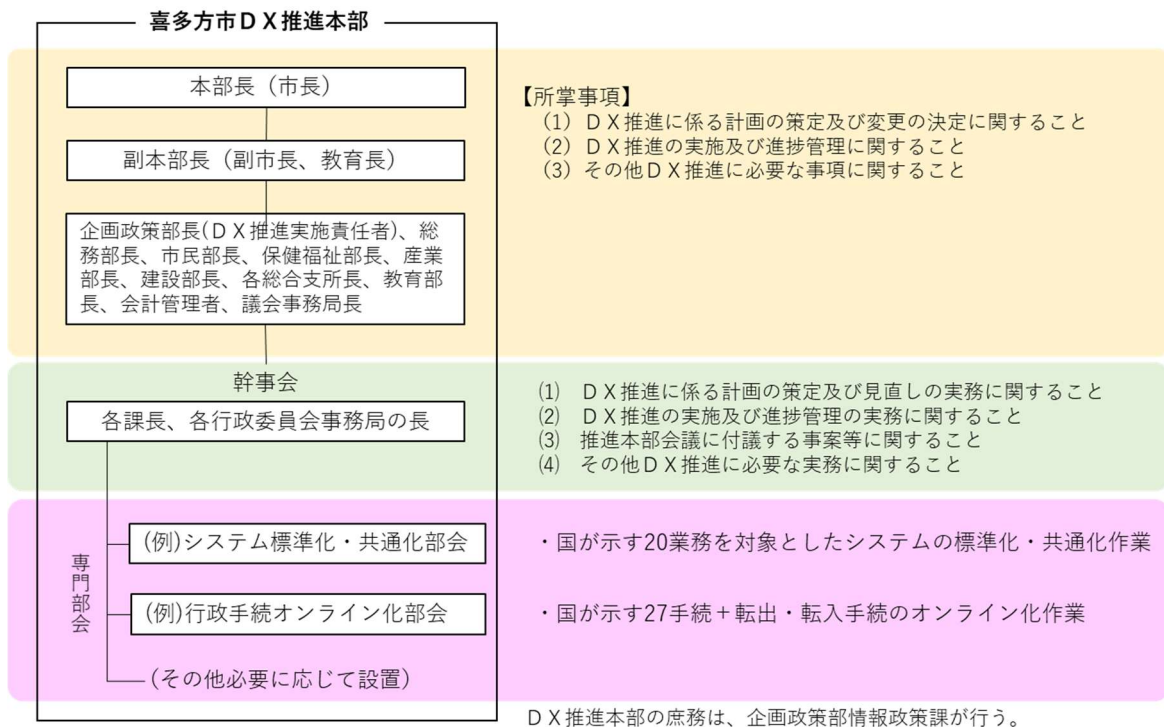
基本施策	目指す姿の具体的なイメージ	実施時期
1-(1) 行政手続の オンライン化・ デジタル化の推進	・市役所に出向かなくてもスマートフォンのアプリにより各種申請や届出ができる。 ・オンラインにより証明書等の交付を予約し、窓口で待たずに交付を受けることができ、支払いはキャッシュレスでできる。 ・マイナンバーカードにより本人確認ができ、申請書を書かなくても自動交付機ですぐに交付を受けることができる。 ・スマートフォンのアプリにより、運動施設や集会施設の予約ができ、支払いはキャッシュレスでできる。	【中期】
1-(2) 行政情報公開の 拡充と情報発信の 充実・強化	・行政の様々な情報をいつでも見ることができ、必要に応じてデータを加工して使用することができる。 ・スマートフォンなどで最新の情報や必要な情報をいつでも取得することができる。 ・行政情報や市内の話題などを動画やSNSで見ることができる。 ・スマートフォンのアプリに配信を希望する情報や案内を登録しておけば、自動で配信される。	【短期】
2-(1) 業務の効率化と デジタル人材の 育成・確保	・業務効率化アプリを活用して、作業の定型化やデータの共有化等により作業のムダがなくなり、業務効率が高まる。 ・会議資料をデータ化し、タブレットを使ったペーパーレス会議が多く開催される。 ・すべての職員がDX推進の意義を理解し、業務改善が進む。 ・災害発生時等に備え、途切れることなく市民サービスを行うことができる体制・環境が整う。	【短期】
2-(2) 情報システムの 最適化と新しい デジタル技術の 導入・活用	・住民記録などの業務が、国の標準システムへ移行し、新しいシステムとなる。 ・情報システムの標準化・共通化に対応した改修により、システムの基盤強化や、関連する他のシステムが整備される。 ・新たなシステムの導入などに応じて計画的に機器等が導入・更新される。 ・AIオンデマンド交通の対象エリア拡大をはじめ、RPAなど新たなデジタル技術が導入、活用される。	【短期】 } 【中期】
3-(1) 安全・安心な 暮らしをつくる デジタルの活用	・防災ラジオによる緊急情報・避難情報や生活情報の放送、緊急情報等がメール、SNS等により適時配信される。 ・防犯カメラの増設やセキュリティシステム導入などが進む。 ・鳥獣害対策強化のオリワナシステムやセンサー、カメラ設置などが進む。 ・健康増進アプリの活用が進むとともに、デジタル化したポイントを利用した物品購入や、サービスを受けることができる。 ・遠隔地において、病院等に出向かなくてもオンラインにより診察を受けることができる。	【短期】 } 【中期】
3-(2) 産業の振興や 教育の充実に向けた デジタルの活用	・無線LANの整備やキャッシュレス決済が普及するなど企業のデジタル化が進む。 ・スマート農業などの事業活動へロボットやAI、IoT等の技術の活用が促進される。 ・企業のサテライトオフィスや観光資源を生かしたワーケーションが推進される。 ・デジタルのパンフレットやSNS、VR技術等を活用した情報発信とともに、デジタルサイネージや二次元コードなどを活用した観光案内、受入体制の整備により、観光入込数が増加する。 ・GIGAスクールによるタブレットなどの活用により学習内容が充実し、児童生徒のより深い理解、定着化が進む。 ・デジタル図書や、アーカイブ化した文化財、歴史資料などの展示・閲覧とともに、デジタル技術を活用したeスポーツなどが普及する。	【中期】 } 【長期】

■実施時期の目安 【短期】…3年以内 【中期】…5年以内 【長期】…10年程度

第5章 計画の推進

第1節 推進体制

本市のデジタル化の推進に向け、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、全庁的なDX推進体制である「喜多方市DX推進本部」において、各施策を効果的かつ効率的に推進するとともに進捗管理を行います。



第2節 進捗管理

本計画で示した施策の展開方向の具体化については、「DX推進実施計画」を策定し、具体的な取組を示します。

「DX推進実施計画」は、3か年の計画とし、出来る限り達成度を測る指標を設け、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。また、国県の方針やデジタル技術の進展等に対応するとともに、財政的な裏付けを行う必要があることなどから、毎年ローリング方式により見直しを行います。

用語解説

A I	人工知能（Artificial Intelligence）の略 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術
A R	拡張現実（Augmented Reality）の略 スマートフォンの画面などを介して、目の前の現実空間にコンピュータグラフィックスや文字情報などを重ね合わせ、現実空間を拡張する技術
B P R	Business Process Reengineering（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の略 既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、国民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組
I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略 自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語
R P A	Robotic process automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略 A I 等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと
S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略 登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイト
VR	仮想現実（Virtual Reality バーチャルリアリティ）の略 専用のゴーグルで人間の視界を覆うように 360° の映像を映すことで、実際にその空間にいるような感覚を得られる技術
アプリ	application software（アプリケーションソフトウェア）の略 特定の用途や目的のために設計されたソフトウェアのこと
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと
カーボンニュートラル	事業での活動や家庭生活から排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林等による二酸化炭素の吸収など温室効果ガスの「吸収量」を差し引き、排出量を実質ゼロ（中立）にすること
仮想化技術	ソフトウェアによって、ハードウェアを再現する技術 コンピュータやハードディスク、OS やアプリケーションなどを物理的構成に拠らず柔軟に分割したり統合したりする技術
サイバー攻撃	サーバやパソコンなどのコンピューターシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行う行為
サテライトオフィス	企業や団体などが本社や支社とは別に開設したオフィス
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を維持すること 機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること

情報リテラシー	情報機器の操作などに関する観点から定義する場合(狭義)と、操作能力に加えて、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲まで加えて定義する場合(広義)があり、本計画ではデジタル社会に適応するために必要な能力という観点から、情報リテラシーを広義の意味において使用している
スマート農業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用し超省力・高品質生産を可能にする農業
デジタルデバイド	情報格差。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差
テレワーク	I C T を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
モバイル	携帯電話やスマートフォン、タブレット等の持ち運び可能な小型情報端末、またはそれらの機器を使用するための通信システム
ワーケーション	仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた欧米発の造語 テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの

※ 用語解説の主な出典・参考資料

首相官邸：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（用語集）」

総務省：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び AI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書」

総務省：「情報通信白書」

総務省：「国民のための情報セキュリティサイト」

「喜多方市 D X 推進基本計画」

令和 5 年 4 月策定

喜多方市企画政策部情報政策課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

TEL 0241-24-5214 FAX 0241-25-7073

E-mail jyoho@city.kitakata.fukushima.jp

URL <https://www.city.kitakata.fukushima.jp/>